

.....
午前10時59分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

1番議員の一般質問を許します。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 議席番号1番の松岡でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

大きく2点についてお伺いをしてまいりたいと思います。

はじめに、1点目は、空き家、空き地に対する町の考え方をお伺いをいたします。

私がこの空き家問題を取り上げて久しくなります。町でも一昨年、条例を制定していただきました。先の北羽新報でも紹介してあったように、住民の皆さんは様々な反応を示してくださいました。もちろん空き家の解体もあちこちで進んできました。さらには、使える住宅の利用も一考です。そうした中で空き家対策が住民の間で話題になり、関心事になって、さらに問題点が何点か浮上してきましたので、それに対する町の考え方を尋ねていきたいと思います。

最初の1点目は、解体に対する町の助成の考え方であります。

皆さんもご存じのように、町内のあちこちで廃屋の解体が進んできました。その都度聞くのが「いや、多額の費用がかかるんだ。」それでも解体をしてくださればいいわけですが、それがネックで解体できない方もたくさんおられますし、私にも聞こえてきます。県内、国内の各自治体では、この解体に対する助成を行っているところもたくさんございます。家を直す時はリフォームという町の助成制度があります。私は地域の居住環境を考える時、この廃屋に近い状態の家屋を解体するのに町が手助けをするのも一考だし、また、町の仕事を増やす意味でも考える必要があるのかなというふうに思います。町の解体費用に対する助成の考え方をお伺いいたします。

次に、2つ目のこの空き家を解体した場合の固定資産税が変わるといいますか、建物が建っている場合は土地には土地の税、それから建物には建物の税が賦課されているわけですが、建物がなくなって更地になることになると今度は土地のみの税金になります。聞くところによると、「いや、固定資産税が更地になって高くなった。」という話を伺いました。どのくらい高くなったか分かりませんが、建物の税とそれから土地の税、足した分と、更地にした場合の税の差額、これをもしできたら標準的な土地・建物を例に出して固定資産税の関係を説明していただければと思います。

それから、3番目ですが、先ほどから解体に多額の費用を要するという話を話してまいりましたが、ほとんどの空き家の場合は地権者が町内におらないのが多いです。さらには、もうここに帰ってくる予定もないし、使う予定もないんだと。その空き家に費用をかけて解体するまではできません。何とか土地も全部けらんと町でもらってもらわねば、こういう話が最近非常に多くなってきました。全国ではこれを受け入れているところもあります。代表的なのが長崎方式といって、長崎県がその寄附を引き受けて町の振興策に役立てている。県内では横手市があります。横手市は豪雪地帯ですので、街のあちこちにそうした解体後の土地を所有して雪捨て場に捨てる。そういうもちろん目的を持って寄附を受けているわけですが、当町の場合、そうしたことを検討する余地はないのか。

この3点について空き家対策をお答えいただきたいと思います。

次に、大きな2番の林業振興策についてであります。

これも何度も町長の考え方を尋ねてまいりました。我が町の面積の大半が山林です。割合からすると、おそらく80、90%くらいが山林だと思います。自然に恵まれているといえはすごい聞こえはいいわけですが、この8割も9割も占める我が町の森林、山林、自然のままでないはずで。ほとんどが私方の先代、もう亡くなったおじいちゃんおばあちゃんたちが将来を夢見ながら行政主導のもとに杉を植え、手入れをして、孫子のために汗水たらして作り上げたのが現在の里山であり、奥山であります。約200万㎡の在積が山に眠っていると予想されます。200万㎡といっても想像つかないと思いますが、この在積を現在の取引単価にすると約71億円、現在の単価です。これは私思うに、今、石1,000円くらいで取引されていますので、その単価からいくと71億円です。ちょうど私が山林に通って杉を育てた頃、30歳くらいの時です。その時の単価が平均で約8,000円から1万円です。今の10倍です。その頃の単価にすると、丸がもう一個つくんです。約800億円です。800億円の先人たちの汗が山に眠っているんです。これを町の産業として活用しない手はない。今までは林業の低迷、輸入材が主力、ずっとそれを言って、いつか来るだろう国産材時代ということを夢見ながら何十年も我慢してきて、最近はまだ我慢が切れて、石1,000円でも売らなければならない山林が出てきました。我が町の経済状況も決して私は豊かでないと思います。私たちが山に歩いた頃は、ほとんどの隣家の人たちがお家を建て直す、子どもを学校にやる、娘さんを嫁がせる、大きなお金かかる時はほとんどこの育てた杉を販売して生計を立ててきたんです。今そのほとんどがローンです。

私は、我が町の基幹産業である農林漁業、今は商工業も入りますが、その中の林業の衰退が我が町の経済を一層深刻化しているというふうに思います。確かに林業は今低迷しています。しかし、全国にはその林業で、村、町を立てている事例もいっぱいあるんです。町長に林業に対する思いと、そうした先進地に学び、八峰町の林業をもう一回再生する考えがあるかお伺いをいたします。

以上、大きく2点お伺いをいたします。

○議長（須藤正人君） 1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 松岡清悦議員のご質問にお答えをいたします。

まず、空き家、空き地に対する町の考え方についてのご質問であります。6月2日の秋田魁新報に「空き家対策 実態把握し対策強化を」というタイトルの社説が載っておりました。

少子高齢化、人口減少などが著しい秋田県においては、空き地、空き家の中に適正な管理がなされていない不動産の増加が大きな課題となっております。このため、「空き家の適正管理に関する規定」を盛り込んだ条例を県内では当町を含め15市町村が制定し、所有者などに指導・助言・勧告・措置命令を行い、さらに、措置命令に従わない場合は行政による代執行の規定も設けております。しかし、経済的理由などで空き家を放置せざるを得ないケースも見受けられることから、県内では助言に従った場合に費用の一部を助成している自治体もあります。

当町では、今年度から空き家等住宅関連事業として、空き家適正管理事業、定住奨励金等事業、住宅リフォーム事業の3つの事業を総合的に推進する「生活基盤整備事業」を進めており、この事業で町内300件余りの空き家に関する情報を空き家管理システムでデータベース化を図り、空き家の状況を正確に把握するため、建築士による危険度判定や耐震診断なども計画しております。これらのデータを基に、管理不全な状況にある空き家に対しましては、条例に基づき助言・指導などを行い、活用できる空き家に関しましては、所有者、管理者の意向や賃貸借や譲渡などの課題を伺いながら「空き家バンク」への登録を促してまいりたいと考えております。

松岡議員ご質問の解体費用の助成に関しましては、国の空き家除去に関する支援及び空き家の改修等に関する支援制度の活用を検討しており、当町に適した助成制度を議員の皆様方と協議し、平成26年度から助成制度を施行できればいいと考えております。

次に、解体した場合の固定資産税に関するご質問であります。空き家を解体して更

地にした場合、住宅用地特例が適用されず、原則的には土地に係る税負担が増えることとなります。この特例は、住宅が建っている場合は課税標準を200㎡以下は6分の1に、それを超える部分については3分の1とするもので、住宅を解体した場合、特例が適用されない土地と家屋の課税額との比較で固定資産税額が高くなるケースが出現します。土地の評価額の高い都市部では、このことが要因で解体に踏み切れないということがあられるようですが、この特例の適用を受けるためには「居住の用に供すること」が条件でありますので、実態が廃屋のような管理の行き届いていない空き家であれば自治体が特例適用の有無を判断することとなります。このため、条例に基づく空き家の解体等の指導については、解体後の土地の用途や管理方法を確認しながら適正な課税に努めなければならないものと考えております。

次に、所有者から空き家を含めた土地の寄附行為への対応についてであります。関係する自治会などと協議し、小公園、雪捨て場など自治会等が公益的に必要とし関係者が管理できる場合であれば、寄附採納は可能とも考えられます。しかし、空き家解体の代執行に伴う物納や管理体制、使用目的が定まらない物件に関しましては、寄附行為を受け入れがたい面もありますので、物件ごとに対応を判断しなければならないのではないかと考えております。

次に、林業振興策についてお答えいたします。

現在、八峰町の民有林における杉資源の材積は、町有林が27万8,512㎡、財産区有林が3万2,883㎡、林業公社が11万1,523㎡、森林農地整備センターが31万3,726㎡、個人や集落などの団体が132万9,092㎡、合計で206万5,736㎡であり、このうち、保安林に指定されている材積は約45%に当たる92万6,091㎡となっております。

町では、森林法に基づいて「八峰町森林整備計画」を策定し、これをマスタープランとして森林組合や林業公社などの林業事業団体が「森林経営計画」を策定して、主伐や間伐の施業を実施することになっております。

国では、「林業再生プラン」のもと、木材自給率50%達成を目標に森林資源の活用促進に向けて様々な補助制度などを立ち上げ、森林組合などの事業体でも、森林所有者に対して制度の活用を図りながら森林施業を呼びかけているところであります。

町有林においては、定期的の間伐や除伐などの施業を実施し、森林整備と材の供給に努めてきているほか、分収林契約者からの販売依頼があった場合は、対象森林の調査を行い、入札を執行して材の販売を実施しているところであります。このほか、林業公社

や森林農地整備センターも計画的に森林施業を行い、材の供給を行っております。

木材価格が低迷してきている中で、森林資源の活用を促進させるためにも、林業事業者との連携がより一層求められております。また、資源活用として、丸太材の販売だけでなく、バイオマスエネルギー燃料として林地残材などの活用によるペレット燃料の製造なども考えられます。

森林は温室効果ガスの吸収をする働きがあり、地球温暖化防止にも役立つ貴重な資源でもありますので、今後も適切な施業の実施に努め、また、県や林業事業者などと連携しながら、町にとって有益な資源活用を検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤正人君） 1番議員、1問目の空き家、空き地に対する再質問ありませんか。

1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 空き家対策に対して再質問をいたします。

2番目の固定資産税の件なんですが、それぞれの物件によって様々なケースが考えられるんだというふうに思います。ただ、全町にそれぞれのケースを周知するのは、これはやはり大変なことだというふうに思います。そうした中で、先ほど町長が話した空き家バンク、ここの仕事としてですね、空き家になりそうな場合、空き家になった場合、個々にここの空き家の持ち主にそういうことを含めて町ではこうですよ、こうすればこうなりますよ、おたくでどうしますかというところをやっぱり周知徹底していかないと、なかなか正確な情報が伝わらないんだと思います。空き家にならない家にはあんまり関係ない話ですので、その辺をターゲットを絞ってその指導をしていく、あるいは勧告していく、そういう必要があろうかと思えます。そのことは3番目の土地の寄附に関しても同じだと思います。見れば大体、町で必要、あるいは利用できる土地なのかどうかはおそらく分かるはずですので、そういうことも含めて、空き地になりそう、空き家になりそううちに指導していく体制をこのバンクの中に設定してほしいなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ住民の用に供しないというふうになった場合は、当然その住宅住宅によってケースが全て違ってきますので、さっき言ったようにこれから3年間かけて町の方では1軒1軒の状態を全部データベース化するということになっていきますので、そのケースに合わせて、本人の了解等とっていけるものであればバンクに登録していきますし、あるい

はまた危険性が高いものについては解体を勧めるなど振り分けをしながらその対応をしていくわけでありますけども、いずれ今、住宅の用に供している場合の税金の納め方と、それから解体した場合、あるいはまた廃屋で使えないような状態の場合とか、そのケースによってこういうふうになりますよというのは一般的にはあまり知られていないかもしれないかもしれません。そういう意味では、我々がこれから直接町民の方々、権利者に話す場合ですね、そういったものも含めた形でお知らせをしていくのが親切ではないかなとは思っていますので、これから事業を進めるにあたってそういう機会を捉えながらそういう点についても触れてまいりたいなというふうには思っています。

○議長（須藤正人君） 1 番議員、再質問ありませんか。1 番松岡清悦君。

○1 番（松岡清悦君） ありがとうございます。私方地域にいれば、隣近所全部分かるわけです。あそこの家はもう空き家になる、今、病院に入っている、あるいは施設におられるおじいさんおばあさんが亡くなれば、もう誰も来なくなる。それも公認しているわけですから、そういうことはやはり地域の自治会長さんでも結構ですし、そういうところを通して積極的にこちらからマニュアル的なものを提示しながら進めていってほしいなというふうに思いますので、要望を加えて1 問目の再質問を終わりたいと思います。

○議長（須藤正人君） 2 問目の林業の振興策についての再質問ありませんか。1 番松岡清悦君。

○1 番（松岡清悦君） 林業の振興策を尋ねると、前回同じような答えが返ってまいります。確かに山に対する様々な事業は展開しておりますし、多額のお金もかけて山の林道の整備であるとか、それから森林組合の事業だとか進めているわけですが、私が申し上げたいのは、林家各々が年間、山からどのくらいの収入を上げれるかと。最後はここに尽きるんです。先人たちがそういう思いで育てた山を利活用するのは今です。この苦しい時期に何とかしてその財産を価値あるものにしてあげる、これが私方の使命ではないかというふうに思います。

私の手元に2010年度の市町村民の経済計算というのがあります。おそらく町長も目にしたと思います。秋田県内のです。住民1 人当たりの総生産額を書いております。秋田県の市町村の中でトップは大潟村です。1 人562万円です。2 番目が小坂町の500万円です。3 番目が、にかほ市の400万円です。我が町は230万円です。私はこの今申し上げた3 市町村、大潟村、小坂町、にかほ市、いずれもここには頑とした基幹産業が育ったんです。ずっと昔からあったんでなくて、ある時期に誰かが、仕掛人が作り上げた産業で

す。確かに林業業界は今おそらく冷えきっているんだと思います。でも、国内に林業がなくなるはずもないし、国では50%という自給率を掲げています。やり方によっては、やはり八峰町の主産業になり得る産業だと私は思います。いずれ先進地には必ず引っ張っている機関車、人材がおります。私の手元に届く林業の小雑誌があります。ほとんどそこに登場する、まあ紹介されている事例は、残念ながらこの辺にはありません。南の方にあります。でも、南の方だから先進地ではなくて、そこには人材がいるということを私は強く思っています。もちろんこれから育てるのも大事なんですけど、やはりそうした先進地に学ぶ姿勢、これは町長の考え方で私はできると思います。この数百億の先人が育てた財産を有効に使うために積極的な町長の取り組みをお願いしたいのですが、先ほどの総生産額と含めて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

かつて旧八森町も旧峰浜村もそうなんですけれども、林業を職業として一生懸命頑張っている方がいっぱいおりました。それからまた、製材所もかつてはいっぱいありました。そういう関連するその労働力というものが非常に多い時代で、しかも生産したものが材とした出した場合にはちゃんと売れると、こういう組み立ての中でサイクルが成り立っていましたけども、いかんせん、これはこの町だけの要因だけでなく、様々な要因あることは今ここで繰り返すまでもないと思いますけれども、現状では、理想としてきたものと現実の違いがあまりにも違いすぎるというふうなものがございます。現に町内の林家の方々も、一生懸命頑張っているの方々もいますけれども、ほぼ自分の山さえ分らない人もいっぱいいるような時代でございます。そしてまた、材として出した場合でも、売ってお金よりも、収入よりも掛かる経費の方が高いという中でですね、どうしても消極的にならざるを得ない今の現状があると思います。そういう中を打開していかなきゃならないということはそのとおりでございます。したがって、松岡議員から進んでいるところについて行ってちゃんと見てこいという激励も受けましたので、この後、私もですね、こういう中でなおかつ生き残っている、あるいはそれをうまく活用しているというところがあるとすれば、私もそういう事例をですね是非参考にしてみたいなというふうに思っています。

それから、今、人材の関係からいくと、国の方でも国全体がこの林業に対する落ち込みが激しいものですから、自給率50%をもっていくためにどうするかの一つの中で人材

育成というのは大きな柱の一つになっています。これは森林フォレスター制度であるとか、森林施業プランナーであるとか、あるいはまた現場の技術を持った人を育てるとか、様々な形で国の方でも今、力を注いでおります。したがって、我々も町の中でまだそこまで、その域に達している人間は育っていないわけでございますけども、今後そういった国の方向なども受けながら、機会を捉えながらそういうものを利用していくことはまた大事な課題ではないかなというふうに思っています。

いずれ様々な課題あります。確かに大潟村は、大潟農業でもう精いっぱい収入をあげていると。小坂町は、鉱山という資源を使いながらの資源リサイクル型の産業が構築されていると。にかほ市は、TDKという大きなものがあって、いわゆる大型ビジネスというのも労働者と一般的な所得を上げる層が数多くいるということが平均的な所得を押し上げているという状況でございます。それからいくと、ここのやっぱり一次産業が比率を占める八峰町の場合はですね、所得からいくとそういう厳しさが現実に出ているということは十分認識しておりますので、この後やっぱりいろんな一次産業の強化含めて、二次産業、三次産業の育成を一生懸命合わせながら頑張っていくことが大事ではないかなと思っています。

○議長（須藤正人君） 1番議員、再質問ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） もう2点ばかりお伺いをいたします。

今、町長、人材育成のことを非常に大事だということをお話いただきました。特に私はこの林業の場合は、もちろん町の職員の体制のこともあるとは思いますが、例えば現在です、林務の担当はどのくらい山の知識があるかということ、残念ながらそんなに詳しいプロというほどではないと私は思います。これは職員が悪いんでなくて、経験がないからです。山の担当になったら、もう10年、15年そこで専門的な知識と現場を経験できるようなそういう配置の仕方をしないと、私は山は育たないというふうに思います。もちろん職員間のこともあると思いますので、町長は大変だと思うんですが、やはり専門的な人間を育てる、これも大事なことだと思いますので、部署にとってはそういう対応も必要かというふうに思います。

それから、先ほど総生産額の話をしていただきました。私は、大潟村だとか小坂町、にかほ市が生産額が多いことを比較しているんでなくて、生産額を多くしたのが何だかということを行っているんです。仕掛人がいたということです。さらに、それも最初から全部できてここまで来たんでないはずですよ。例えば小坂町だって、鉱山がなくなりました。

鉱山がなくなった後に何が残ったか。皆さんご存じのとおりです。でも、あそこには人材が残ってました。それが今のリサイクルに繋がって、ここまで町民1人当たりの所得を押し上げてきてます。大潟村も私はそのとおりだと思います。入植当時から順調にここまで来たはずはありません。必ずそこにそれを興した先人たちがいた、頭脳があったということです。今、にかほ市は、おそらく新しいデータが出れば、ずっと落ちていくんだと思います。この後、にかほ市がどういう再生の仕方をしていくのか、私方も見守る必要があると思うんですが、常にそこにはプロフェッショナル、頭脳がいるということをお私に力説したいんです。もちろん町で育てることも、育てれば一番いいんです。ただ、簡単に1年、2年でそういう人間が育つとは私は思いません。そうした時に、やはりそうした人間を何年間か招聘する。町の産業を、何十億、何百億円という産業を育てるためには、私は必要だというふうに思ってます。町長、もう一回答弁をお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

役場の状況からいくと、確かに林業担当がプロフェッショナルにはまだなっていないという指摘がございますけども、確かに1年、2年でですね、この知識が豊富になって指導できるような状態になるというのはほぼ不可能でありますから、ある程度の年数と経験が必要だとは考えています。ただ現状、今の役場の状態からいきますと、このとおり人員が絞られていく中でですね特定のところに全部それ集中するという体制はなかなか取りづらい。しかも専門的なものを育てづらい今の状況になっているのは、実際そのとおりでございます。そういう意味では、今そういうものを指導できる人間を国として、例えば秋田県ではこのぐらいの、これはもちろん自治体だけでなく民間を含めた人材ですから、そういう人材を育てながら各自治体、あるいは事業体を指導できるような人間を育てていくということなので、今の事業に向かって意欲ある人方は自治体の職員に限らず民間からもどんどん出ていけば、それが核になって林業そのものが進んでいくんじゃないかなと思いますので、今の制度を有効に活用しながら是非育てていきたいものだというふうに考えております。

それから、いずれあと、松岡議員が言うように仕掛人、あるいは頭脳があるからその町は発展するんだということになりますので、まだ私の頭脳からいってそこまでいってないようでございますので、一生懸命努力してまいりたいと思います。どうかご指導を

宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 1番議員、再質問ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 最後になりましたが、1点だけお伺いをいたします。

今回の一般質問が新聞に報道されて、何本か私、電話をいただきました。林業振興というのを聞くのかといった中で、山に関心のある方からももちろん電話いただいたんですが、1件目は、昨年、町有地の伐採、大きいところ3箇所ばかり町有地の主伐、いわゆる皆伐をやったんだと。おそらく、私も確認してないので、30町歩か40町歩の皆伐をしているんだはずです。この町有地の主伐をした目的、それから跡地をどうするのか、住民が関心を持っております。もちろん自分たちの山のことも考えて参考にしようとしているんだと思いますが、個々の山だけでなく町内には自治会で管理している山、それから多いのはとなり組、何人かで町有地を借りて、いわゆる分収林をやっている団体がたくさんあります。そこも高齢化で、もう自分たちの組の山っこがどっからどこまでだったか分からない状態、そういう中で、今回のその町の伐採、それにはすごい関心を持っていました。もちろん本館の振興会の伐採も尋ねられました。私の分かる範囲ではお答えしたんですが、町有地の伐採した目的、それからこの後どうしていくのか、町有林も含めて町として皆伐した跡地をどう利活用していくのか、計画を分かる範囲でお知らせいただきたい。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず、昨年、町有地3カ所伐採をして販売をしました。もちろんこのお金については、もう既に収入となって皆さんの方にご報告しておりますのでお分かりのことと思いますけども、住所からいきますと和田表と橋掛とナメトコ、3箇所であり、約16町歩であります。今の、今のというよりも、町有林についてもやっぱりある程度の収入になるという可能性があればですね、そういう有利な条件の時を探しながら売りたいとは思っています。たまたま去年ですね、そういう条件下にあったということで、現在の市況からいくと大体24cmから28cmぐらい、それから30cmから34cmぐらい、これの所が一番高い状態です。たまたまそういうものを狙って今回は販売をしたということで、総体的には2,500万円ですね、ありました。

それで、それと合わせながら、これからですね伐採跡地をどうするかということなんですけども、いずれこれまでの針葉樹一本やりから混交林に進めていくというのがこれ

からの施業の方向性になっておりますので、いずれそういう混交林化を目指すと。それから、当然、今、生薬の事業も手がけるということでもありますので、そういう跡地にそれらを含めながら考えていきたいなということで、まだ最終的なこの樹種をここにいうところまでは決定してませんが、いずれそういう活用の仕方をしてまいりたいなと思います。

それから、あと、さっき林家の話もしましたが、いろいろあればですね、ご相談もしていただける、私どもにも、あるいはまた森林組合等でも十分対応していますので、そういったところに相談していただければ適切なアドバイスで適切な時期にやっていけるんじゃないかなと思いますので、そういう意味でひとつお願いしたいと思います。

それから、質問の中、そこまで準備すればよかったんですけども、ちょっと、なかなかこれだけでは準備しきれない要素もありますので、できればもう少し詳しく書いていただければ非常に助かりますので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 1番議員、再質問ありませんか。

○1番（松岡清悦君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、介護保険料の利用料の負担軽減について、町長の考えをお伺いいたします。

当町の高齢者人口は急激に増加をしています。高齢者の一人暮らしも当然増加しているのではないのでしょうか。国民年金のみで生活している低年金世帯者もかなり多いと思います。このような方々は生活保護基準に当たる方がほとんどだと思いますけれども、何とか切り詰めて自立した生活を維持してはみるものの、年金から引かれる介護保険料が痛手だとか、介護保険の利用料が負担であることをよく耳にします。足腰が痛い、外出がままならないと介護の認定を受けて利用するサービスは、まずデイサービスだと思います。このことを一つ取り上げてみたいと思います。

社会福祉法人が運営する利用料負担軽減制度を利用しても、要支援1か月で大体4,240円くらい、週1回でかかるはずですが、年金の1割近くの負担になります。冬場は週2回を利用したくとも、4,000円から1万円の利用料ではどうしても捻出できず、残念だという声もよく聞きます。しかし、デイサービスはありがたく続けたいと言います。みんな

と食事ができて入浴も大変助かるということからです。もっと利用したくとも利用できない、このような方々に対していろんな自治体できめ細かい援助をしています。例えば埼玉県飯能市では、低所得者が支払った利用料1万5,000円を限度として2分の1の補助をしています。また、合計所得金額80万円以下は、1万5,000円を限度として4分の1の補助。非課税世帯で以上に当てはまらない世帯には、2万5,000円を限度として4分の1の補助を行っています。また、ある所では、第4段階であっても年間収入が施設の利用料負担を引いた額が80万円以下の世帯で、預貯金が450万円以下であれば軽減するという、こういうところもあります。

低所得者も課税所得者でも、利用料は家計に重くのしかかっているのが現実です。利用料に援助の手を差し伸べることが、高齢化社会に向かっていく上で必要不可欠ではないでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

次に、保育園の保護者負担軽減について2点お尋ねします。

1つは、全園児に炊きたてのご飯給食を考えないかということです。

保育園の中で3歳未満児は温かいご飯給食になっていますけれども、3歳以上児から弁当持参給食になります。何度か一般質問で取り上げていましたが、朝、親御さんがご飯を持たせるのが愛情の一つであると同じ答弁が返ってきました。保護者サイドではなく幼児の立場から考えると、冷たいご飯はおいしくない、その時々のお家の事情で、当日のご飯ではなく前夜のものもあったりします。私もそういう経験があります。保育園での弁当の置き場所とか、昨日のように、また今日のように30度を超える気温だと、衛生面でも問題があります。炊きたてのおいしいご飯は食育であり、八峰町の米はおいしいという思いは、ご飯大好きな大人への道に繋がっていきます。各園の3歳児以上の状況は、岩館9人、観海25人、八森20人、塙川24人、沢目38人で、特に10人以下の保育園では未満児用のお釜に2合か3合炊くだけで、これが十分ご飯給食としてできます。20人から30人は少し手間がかかるかもしれませんが、1升から2升の米でご飯が食べられるのではないのでしょうか。そのことは、八峰町は子どもへの愛情が深いと評価されることだと思います。町長はいかがお考えでしょうか。

2つ目は、保育料のことについて伺います。

当町の保育料は、国基準額と同じ階層に分けられました。県内ほとんどの市町村はもつときめ細かく、所得課税額を分けて保育料を決めています。国の保育料の基準額は、私の記憶ではほとんど改定されてきませんでした。特別に高く設定され、この金額では誰

も利用しないので各自治体で独自に安くしてきました。最高限度額は8万円でした。それが平成24年度の保育料徴収基準額表は、かなり値下げされ、当町の3階層は、3歳以上、3歳未満児とも国基準より高くなっています。能代市は、当町で言えば4階層から8階層まで、3歳以上は2万7,000円で打ち止めになっています。そして、旧二ツ井町と照らして保育料は値下げされています。当町の8階層5万円というのは、いくら高額所得者であるといえども保育料に5万円以上かけるというのは、八峰町で子どもを生んで育ててもらいたいという当町の姿勢と逆行するのではないのでしょうか。近隣市町の保育料と比べて高いのであれば、若い人たちは少しでも安い方になびいていくのではないのでしょうか。保育園の定園割れがどんどん進んでいる中、八峰町ならではの独自性を出して、全園児に完全給食を出す、それはそんなにお金はかかりません。保育料が安い、この目玉商品を打ち出して、統合保育園ができた時に地元でやっぱり安心して子育てができると言えるものにしてほしいと思います。親御さんの望んでいる延長保育、休日保育の要望もあると思いますが、それは次の機会にして、以上の点について町長の考えをお聞かせください。

3点目は、生薬の金井藤吉商店と町との関係についてお尋ねをします。

株式会社金井藤吉商店から出された八峰町生薬栽培事業計画の栽培事業の概要と将来展望の中身は、「従来パターンでは栽培費用を借入金で賄っていたため、売り上げを伸ばすには借入金が必要、前渡金が必要、在庫が必要となって、バランスシート、資産、負債ともにふくらむので、一企業で対応するのは限界である」と書かれています。しかし、八峰町の町民としては、一企業のお家事情を一番先に掲げて内情を知ってほしいと言われても、「関係がありません」が率直な気持ちではないのでしょうか。次に書かれている文章は、「八峰町が一丸となって協力体制に入り、小学校の再利用等に必要なハード及びソフト面を提供していただく」とあります。その後は歯の浮くような名文句が並べています。最後に「場合によって医薬品製造業が必要となる」、生薬をやることによって株式会社八峰町になってしまうのではないかと心配です。一番危惧されるのは、金井藤吉商店を議員研修で訪れた際に生薬ごとにそれぞれの温度管理をされて部屋を見てきました。6億円もするこの建物を八峰町につくってほしいと言われた時は、全員息を飲んでしまいました。研修報告でも言いましたが、その時の町長のコメントは「そんなことは聞いていない」と言われたことと私は記憶しています。しかし、この間何度も研修会を行っていることであります。生薬についてはいろいろあると思いますが、金井藤吉

商店が求めていることが今の八峰町にできるとは思いません。町長の考えはいかがお考えでしょうか。

以上です。

○議長（須藤正人君） 見上議員の一般質問の答弁は、午後1時からといたします。

休憩いたします。再開は午後1時であります。宜しく願いいたします。

午前11時50分 休 憩

午後0時56分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、介護保険利用料の負担軽減についてであります。

1点目の「当町の非課税世帯の高齢者はどのくらいいると把握しているのか」についてであります。平成24年度介護保険料の賦課資料によると、65歳以上の非課税世帯が1,002世帯、人数が1,266人となっており、世帯数で43.75%、人数が39.95%となっております。

2点目の「最低生活基準の一人暮らし、高齢者世帯の生活実態をどのくらい把握しているか」についてであります。最低生活基準は生活保護基準を指しているかと思われ

ます。生活保護基準は、その世帯、個人の収入や控除などによって異なります。

非課税についても、収入が多くても控除が多い場合は非課税となる場合もあり、一概に比較することには無理があるものと考えられます。

一人暮らし老人、高齢者世帯については、八峰町社会福祉協議会に、ひとり暮らし老人等見守り事業を委託し、日常生活状況の確認を行っております。それ以外に介護認定を受けている方には、松波苑居宅介護支援事業所、社会福祉協議会のケアマネージャーが、要支援認定者には包括支援センターがかかわり、生活状況について把握をしております。

3点目の「世帯全員非課税、年間収入が単身で150万円。一人増えるごとに50万円を加算した額以下である等々の条件で、対象となるサービスの種類に応じて、食費、居住費、滞在費を2割程度軽減している自治体があるが、高齢者対策の一つとして介護保険利用

料を負担軽減することについてどのように考えているか」についてお答えをいたします。

まず、質問の例にある世帯全員非課税、年間収入が単身150万円、一人増えるごとに50万円を加算した額以下などの条件についてです。

この制度は、低所得で生計困難な利用者に対し、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的に、厚生省老人保健福祉局長通知による「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」で定められたもので、社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度であります。

この事業を実施するためには、社会福祉法人などが町に対して申し出を行う必要があり、軽減を行った社会福祉法人などに対して軽減総額の2分の1を公費で助成し、残りの2分の1は社会福祉法人などが負担する内容となっているものです。

介護保険利用料の負担軽減を実施する場合は、社会福祉法人などの事業者負担の増及び保険者である町の負担増が見込まれ、介護保険会計が厳しい現状では被保険者保険料の増額に繋がるものと考えられますので、利用料の軽減については考えておりません。

次に、保育園の保護者負担軽減についてであります。

まず、「炊きたてのご飯給食を3歳児以上の幼児にも実施する考えはないか」とのご質問でございますが、食育に関しましては、これまでも保育所、小・中学校などをはじめ、家庭内や地域の取り組みとして推進されてまいりました。ご存じのとおり食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、そして体育の基礎となるべきものと位置づけられており、特に「早寝、早起き、朝ご飯」の言葉どおり、朝ご飯を食べさせることを推奨しており、幼児期の発達において非常に大切なことであることは、保護者の皆様にも深くご理解をいただいているものと思っております。

さて、八峰町においては、3歳児未満の幼児につきましては完全給食としておりますが、3歳児以上の幼児につきましては、おかずだけの提供とし、ご飯はご自宅から持参していただいております。

「幼児の時から炊きたての米のおいしさを食育として捉えないか」とのことですが、家庭での朝の食卓で、そして夕食においては家族との会話を楽しみながら、そのおいしさを味わっているものと思っております。また、先ほど申し上げました朝ご飯を毎朝食べることについて、小学校の児童においては約100%が食べてくることから、幼児期からご飯をキッチンと食べさせるといった家庭での食育が十分なされているものと思われま。